

ひとり親家庭等医療費 助成制度をご存知ですか

ひとり親家庭等医療費助成制度は、ひとり親家庭に対して医療費の一部を助成し、健康の保持や増進を図るために設けられたものです。遺族基礎年金などの公的年金を受給している人も対象となります（ただし、申請者や同居している親族の所得制限などがあります）。

▼対象Ⅱひとり親家庭の父または母と児童（父母については扶養している児童が20歳に達するまで、児童については18歳に達した日以降の最初の3月31日までが助成対象）。

▼助成額Ⅱ保険診療分で、医療機関に支払った負担額の3分の2（入院時の食事代を除く）。ただし、高額療養費、乳幼児医療費などが優先されます。

まだ申請が済んでいない人は、印かん、保険証、年金証書（遺族基礎年金など）を受給している人のみ）を持参し、本庁・子育て支援課

または牛深支所・保健福祉課、その他の支所・市民生活課で申請してください。

※詳細は本庁・子育て支援課子ども福祉係（内線1175）へお尋ねください。

天草市公立保育所民営化等 実施計画（原案）への意見募集

「天草市公立保育所民営化等実施計画（原案）」について、ご意見などを募集します。

▼提出方法Ⅱご意見などをまとめたもの（様式・文字数は自由）に、住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入し、本庁・子育て支援課へ提出してください。なお、ご意見などが原案のどの部分に対するものなのか、を明記してください。

▼募集期間Ⅱ8月16日（月）まで。

【郵送・持参】〒863-1863 1市内東浜町8番1号（郵送の場合は住所記載不要）

要）天草市役所・子育て支援課

【FAX】0577

【電子メール】kosodate@city.amakusa.lg.jp

※詳細は、本庁・子育て支援課（内線1172）へ。

パスポートの 受付窓口からのお知らせ

7月15日（金）から、これまで本庁のみで受け付けていた「パスポートの切替申請（有効期限が残っている場合）」が各支所でも申請できるようになりました。

▼受付場所Ⅱ本庁・市民課窓口係、牛深支所・市民課市民係、その他の支所・市民生活課市民生活係。

▼パスポート申請の注意点

●中・高校生が申請する場合は、保険証に加え学生証または在学証明書が必要になります。ただし、顔写真付きの身分証明書（運転免許証など）がある場合はその書類1点で本人確認書類となります。●写真館以外で撮った写真でも規格に合えば受理しますが、背景が

無地でないもの（壁紙の模様があるなど）は受理できません。●申請者が小学生以上の場合、申請書中の署名欄は必ず本人が署名してください（漢字が書けない場合はひらがなでも可）。※詳細は、本庁・市民課窓口係（内線1106）へ。

市民農園を 利用しませんか

野菜や花の栽培を通して自然とふれあう「市民農園」を開園しています。今回は、8月1日から平成23年3月31日までの利用者を募集します。

▼場所・募集区画数Ⅱ①今釜町（葦原医院付近）：1区画②亀場町（同町公民館横）：2区画。

▼1区画の面積Ⅱ30㎡。

▼利用料金Ⅱ3,000円（年間）。

▼申込方法Ⅱ7月30日（金）までに電話で本庁（別館）・農業振興課へお申し込みください。

※詳細も本庁（別館）・農業振興課都市農村交流係（内線2591）へお尋ねを。

父子家庭にも「児童扶養手当」が支給されます

8月1日から、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、児童扶養手当の支給が父子家庭の皆さんにも拡大されます。

児童扶養手当制度とは？

父母の離婚などで母と生計をともにしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために設けられたものです。

手当額（月額）は？

受給資格者（ひとり親家庭の父など）が監護・養育する児童の数や受給資格者、扶養義務者の所得などにより決められます（※所得制限があります）。

●児童1人の場合＝全部支給41,720円、一部支給41,710円～9,850円。

●児童2人目から＝2人目は5,000円、3人目以降は1人につき3,000円加算。

支給要件は？

次の①～⑤のいずれかに該当する児童を養育している父、または父に代わって養育している人が対象となります。

- ①父母が婚姻を解消した児童（事実婚含む）
- ②母が死亡した児童
- ③母が一定の障がいの状態にある児童
- ④母の生死が明らかでない児童
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している児童、母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで（未婚で）出生し養育していない児童など）

ただし、受給者または児童が公的年金や遺族補償を受けることができるとき、または、児童が母に支

給される公的年金の加算対象になっているとき、児童が施設に入所している場合は児童扶養手当の支給対象になりません。原則として、母子家庭の母と同様の取り扱いになりますが、受給資格者が父である場合、父がその児童を監護しており、生計を同じくしている場合に限りません。

また、同一の児童について、父と母の両方、または父と養育者の両方が支給要件に該当するときは、母または養育者に対し手当を支給することとし、父には支給できません。

受給するためには？

手当を受給するためには申請が必要です。なお、現在、「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」（オレンジ色）を持っている人は、8月に更新の手続きとあわせて申請受付（面談）を行います。対象者には7月中に通知します。

※すでに父子家庭として支給要件に該当している人は、事前に申請することができますので、本庁・子育て支援課へお問い合わせください。

※申請が11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、必ず同日までに申請してください。

支給要件の確認は？

支給要件に該当するかは、面談が必要になりますので、事前に本庁・子育て支援課または牛深支所・保健福祉課、その他の支所・市民生活課へご相談ください。

【問い合わせ先】

本庁・子育て支援課子ども福祉係（内線1174）

情報公開条例と個人情報保護条例の運用状況のお知らせ

市では、透明性の高い市政運営と市民参加による“より開かれた市政”の実現を旨として、「情報公開条例」と「個人情報保護条例」を施行しています。これらの条例では、行政文書の公開請求の件数や処理状況などを年1回公表することとしています。

今回は、平成21年度分のそれぞれの運用状況についてお知らせします。

■情報公開条例の運用状況

①行政文書の公開請求の件数と処理状況

実施機関名	請求者数	請求件数	請求に対する決定の内容		
			全部公開	一部公開	非公開
市長	65	751	431	290	30
教育委員会	4	33	32	0	1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0
合計	69	784	463	290	31

※「請求件数」とは、公開請求の対象となる書類別の件数です。例えば、領収書や支出伝票などをそれぞれ個別に1件として数えたものです。

②不服申立て件数…0件

【問い合わせ先】本庁・総務課総務法制係（内線1215）

■個人情報保護条例の運用状況

①自己情報の開示請求の件数と処理状況

実施機関名	請求者数	請求件数	請求に対する決定の内容		
			全部公開	一部公開	非公開
市長	2	3	1	2	0
教育委員会	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0
合計	2	3	1	2	0

②不服申立て件数…0件

③個人情報取扱事務の件数とその増減

実施機関名	年度当初件数	増加件数	減少件数	登録件数
市長	1,255	7	0	1,262
教育委員会	850	1	0	851
選挙管理委員会	12	0	0	12
監査委員	2	0	0	2
農業委員会	5	0	0	5
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0
議会	3	0	0	3
合計	2,127	8	0	2,135